

久留米小郡都市計画

下水道の変更について
(小郡市決定)

令和 3 年 7 月
小郡市

久留米小郡都市計画下水道の変更（小郡市決定）

久留米小郡都市計画小郡公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

（1）小郡公共下水道

名 称	面 積	備 考
小 郡 公 共 下 水 道	約 1,496 ha	うち処理区域 約 1,496 ha

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

本市の公共下水道のうち、市北部については小郡・筑紫野ニュータウン計画関連の宝満川流域関連公共下水道事業としてスタートし、その周辺の既存市街地を包含して昭和60年に事業認可を受けて以来、順次区域を拡大しています。

また、市南部の市役所を中心とした既存市街地については、宝満川流域関連公共下水道事業計画区域以外の殆どの集落を全体区域に取り込んだ筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業として採択を受け、その一部の市街化区域を中心とした区域について平成6年に事業認可を受け整備に着手しています。

宝満川流域関連公共下水道事業においては、令和2年度末の時点で、既事業計画区域554haの約97%の整備が、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業においては、既事業計画区域856haの約85%の整備が完了しています。

今回の都市計画決定は、既事業計画区域に隣接した地域、約87ha（宝満川流域関連公共下水道 約3.7ha、筑後川中流右岸流域関連公共下水道 約83.3ha）を拡大し、より一層の整備促進を図り公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るために変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

2. 排水区域

(1) 小郡公共下水道

名 称	面 積	備 考
小郡公共下水道	1,409 約 1,496ha	1,409 うち処理区域 約 1,496ha

「区域は計画図表示のとおり」

都市計画を決定する土地の区域の表示

小郡市津古、大保、上西鯨坂、下西鯨坂、井上、干潟、山隈、赤川、福童、上岩田

計 画 変 更 概 要 書

久留米小郡都市計画下水道の変更

1. 計画変更の概要

(1) 都市計画の名称

都市計画名	都市計画	名称
久留米小郡	久留米小郡都市計画下水道	小郡公共下水道

(2) 排水区域

1) 公共下水道

排水区域について、汚水・雨水を 約 87ha 追加し、汚水及び雨水に係る全体の排水区域を 約 1,496ha とする。

(3) 下水管渠

1) 汚水幹線

変更なし

2) 雨水幹線

変更なし

2. 計画変更の理由

(1) 都市計画の名称

平成 29 年 1 月 24 日の告示によるもの。

(2) 排水区域について

1) 公共下水道

既決定区域に隣接、あるいは早急に下水道の整備が必要な周辺集落を対象に、宝満川流域関連の約 3.7ha、筑後川中流右岸流域関連の約 83.3ha を下水道区域に編入し、約 1,409ha から約 1,496ha に変更し、生活改善及び公共用水域の水質保全を図る。

(3) 下水管渠

1) 汚水幹線

変更なし

2) 雨水幹線

変更なし

3. 数量の増減

(1) 小郡公共下水道

排水 区 域	区分	前 回	今 回	増 減
	汚水	約 1,409 ha	約 1,496 ha	約 87 ha (増減)
	雨水	約 1,409 ha	約 1,496 ha	約 87 ha (増減)

久留米小郡都市計画下水道 小郡公共下水道の変更
(小郡市決定) の経緯と概要

事項	時期	備考
県下水道課下協議	令和３年４月８日	
関係(農政)機関との協議	令和３年３月１日	
関係(農政)機関からの回答	令和３年３月２２日	
事前縦覧	令和３年４月１６日～ ５月 ６日	市 HP 掲載 縦覧者 0 名 公述申出 0 名
公述申出	令和３年５月６日まで	公告から 3 週間
公聴会	中止	公述申出がなかったため中止。
事前協議	令和３年５月１０日～ ６月３日	6 週間
都市計画(案)の縦覧・意見書	令和３年６月１６日～ ６月２９日	市 HP 掲載 縦覧者 0 名 意見書 0 名
都市計画審議会	令和３年７月２０日	
法定協議申出	令和３年７月下旬	
決定告示	令和３年８月上旬	

久留米小郡都市計畫總括圖

「久留米小郡都市計画下水道総括図（汚水）」（小郡市決定）

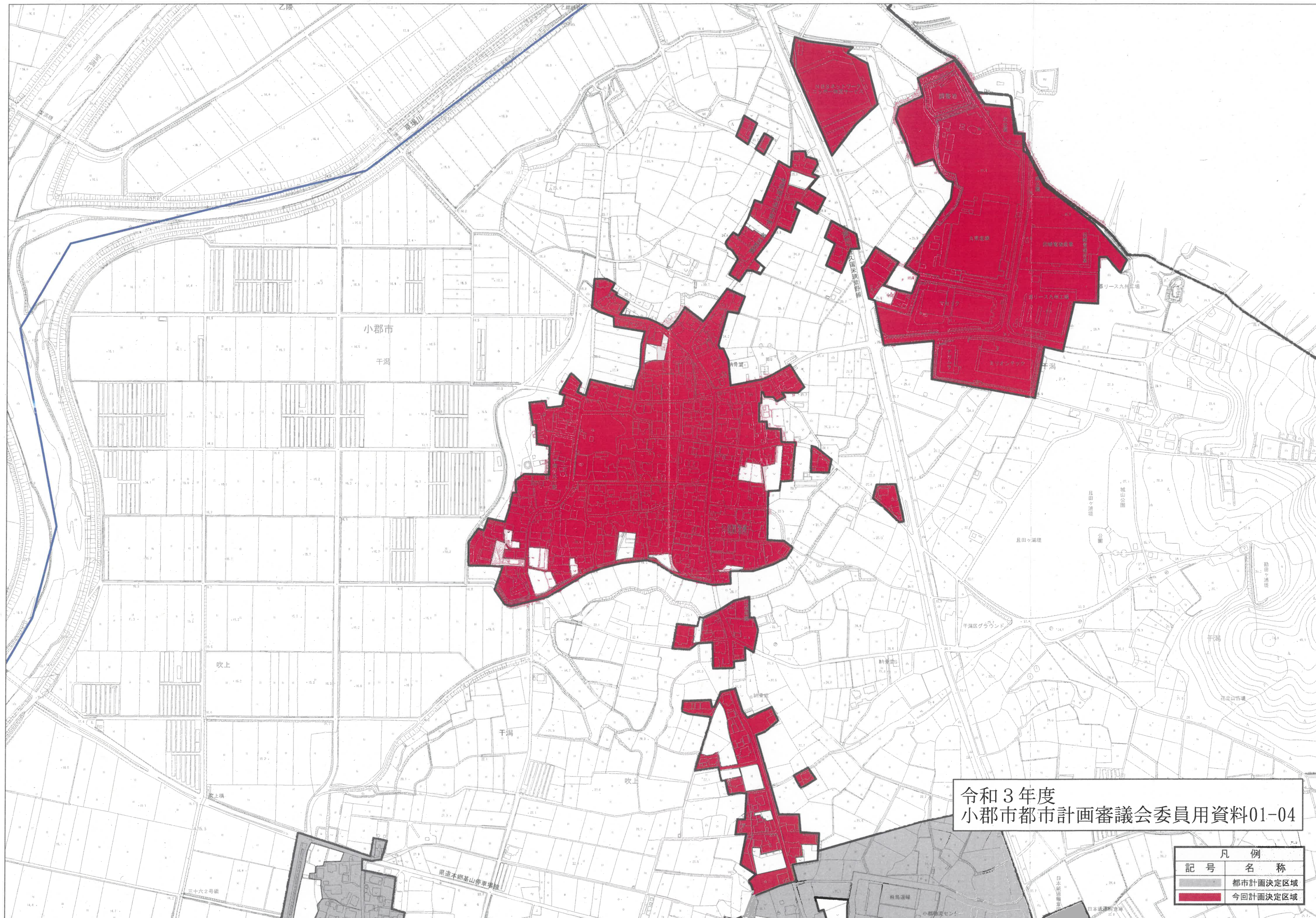


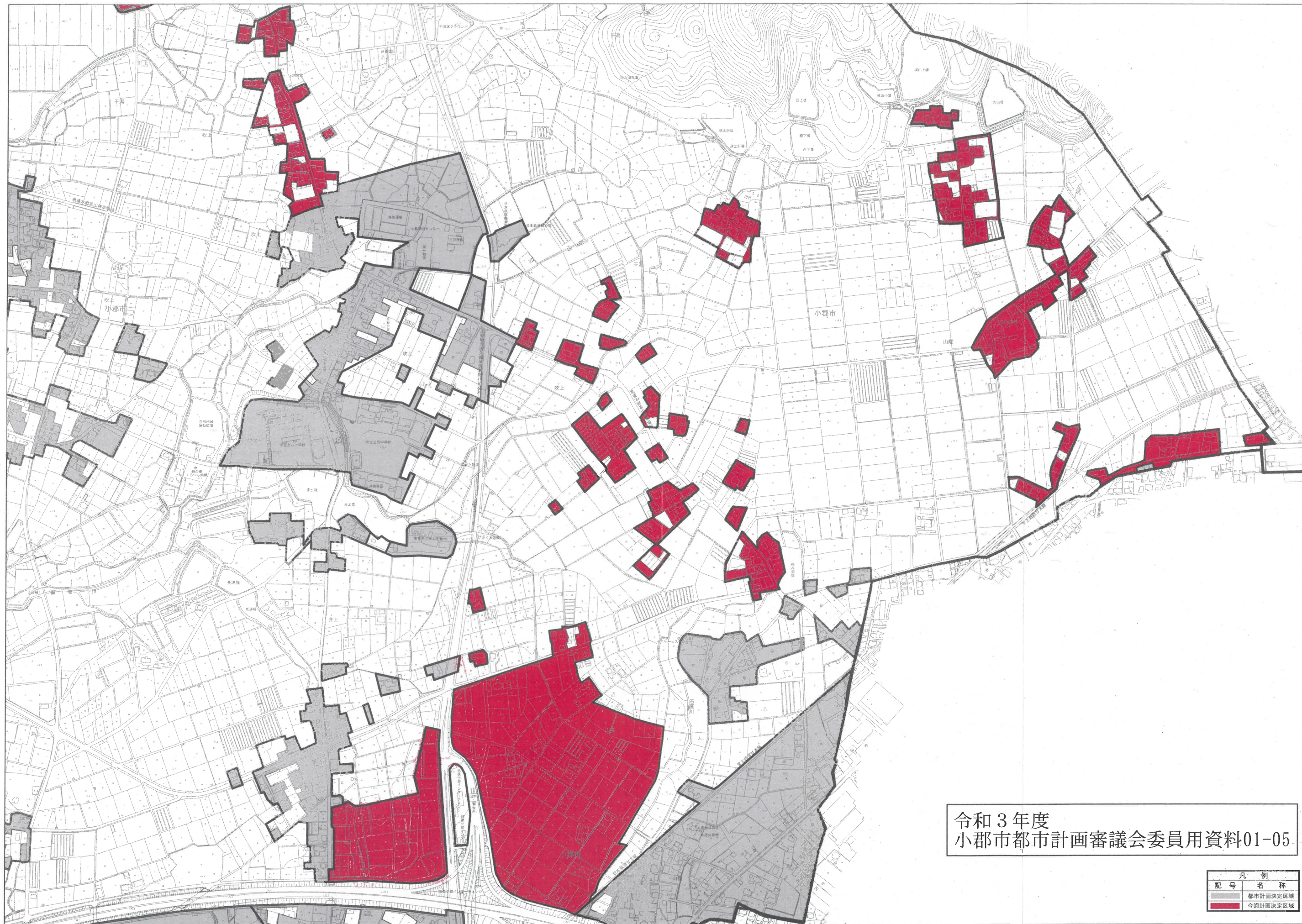
久留米小郡都市計画総括図

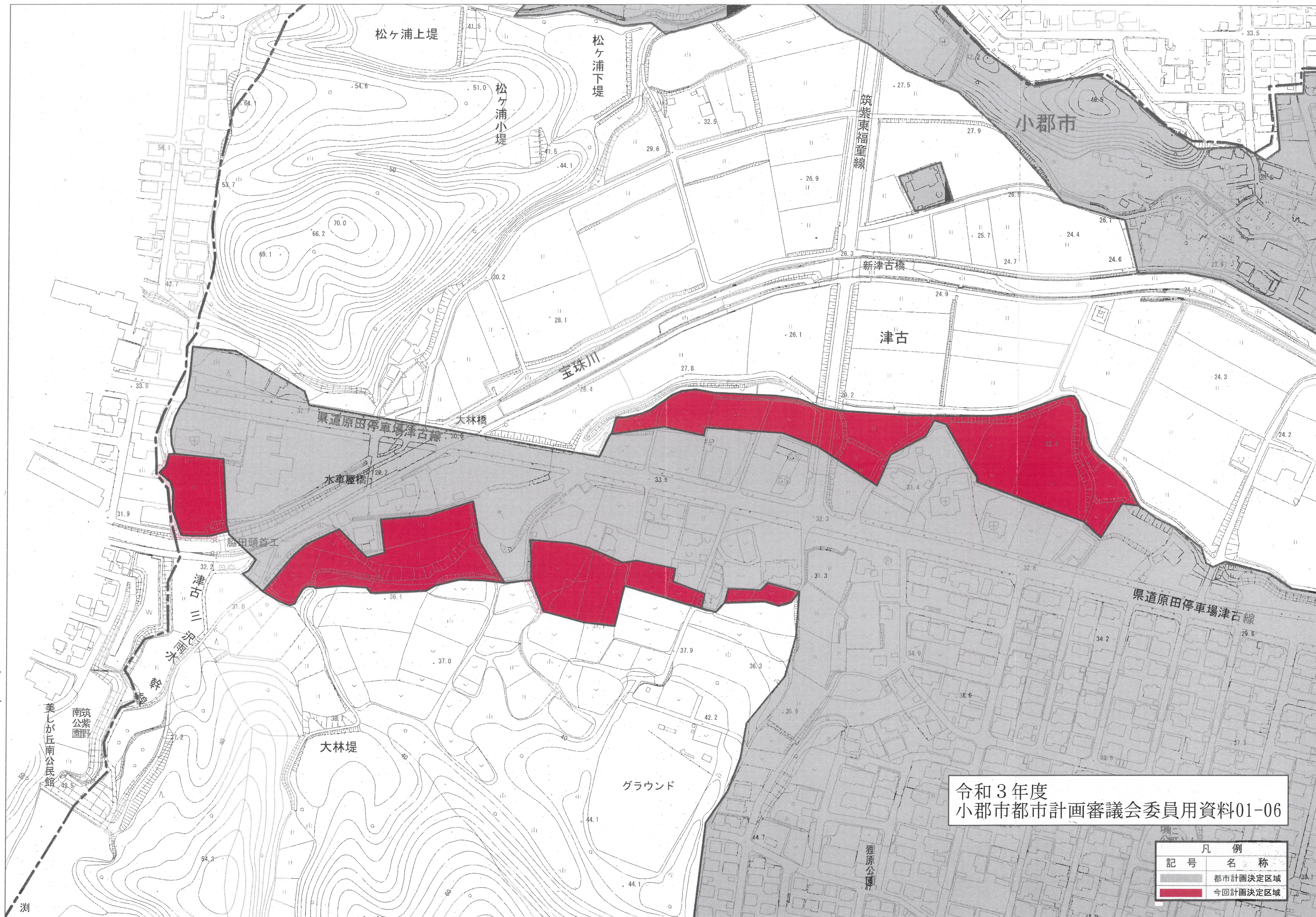
1:25,000

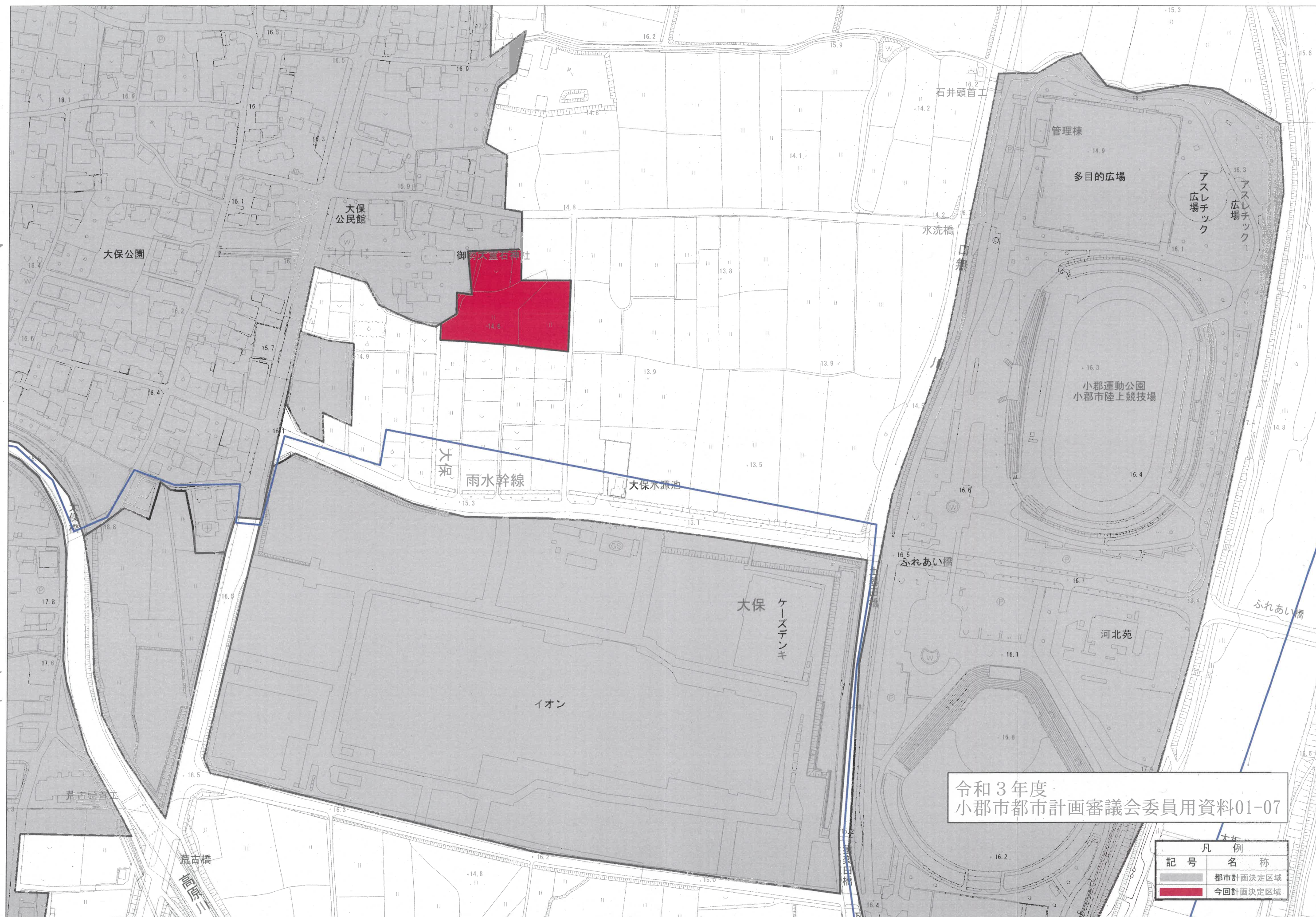












令和3年度
小郡市都市計画審議会委員用資料01-07

凡	例
記号	名称
	都市計画決定区域
	今回計画決定区域